

令和7年度
職員エンゲージメントの向上に関する調査・
施策立案支援業務委託に係る
企画提案募集実施要項

令和7年4月
八戸市総務部人事課

この要項は、八戸市が職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な選考により業務受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

実施要項

1. 企画提案を求める事業内容

(1)名称

令和7年度職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託

(2)業務内容

別紙「令和7年度職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3)委託料の上限額

1,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4)委託期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

※上記委託期間中、提案内容の誠実な履行を確認できた場合、令和8～9年度の事業者選定は行わず、今回選定された事業者と引き続き委託契約を締結することがある。

2. 選定事業者数

応募のあった企画提案を選考の上、業務受託候補者1者を選定する。

3. 申請資格等

申請を行うものは、下記の資格を満たすことを要する。

(1)法人格を有すること。

(2)宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条の規定に該当しない者であること。

(4)破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5)納付すべき市税の滞納がないこと。

4. 提出書類

(1)企画提案申込書（様式1）

(2)企画提案書（任意様式）

別紙仕様書の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を盛り込むこと。

- ①本事業実施における業務の具体的手法（業務内容については仕様書参照）
- ②全体スケジュール案
- ③事業実施体制
- ④同種業務の実績
- ⑤経費積算内訳
- (3)定款又は規約等の写し
- (4)法人の登記事項証明書の写し
- (5)直近の収支決算書の写し
- (6)市税の滞納がないことの証明書又は同意書（様式2）
- (7)誓約書（様式3）
- (8)その他市長が必要と認める書類

5. 申請の手続き

(1)提出期限

令和7年4月18日（金）必着

(2)提出先

八戸市 総務部 人事課 人事研修グループ

住所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（八戸市庁本館2階）

電話：0178-43-9227（直通）

E-mail：jinji@city.hachinohe.aomori.jp

(3)提出方法

窓口にて提出、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出すること。

窓口にて提出する場合の受付時間は、土・日、祝日を除く平日の8時15分から17時までとする。

(4)提出部数

1部

6. 質問の受付および回答

(1)質問方法

Eメールにより質問票（様式4）を提出すること。

(2)受付期限

令和7年4月11日（金）17時（必着）

(3)回答方法

Eメールにより回答する。

7. 業務受託候補者の決定

(1)決定方法

八戸市総務部内に設置する選考会において、応募書類をもとに選考を行う。決定にあたっては企画提案申込者の順位付けを行い、第1位の企画提案申込者を業務受託候補者とする。

(2)選考基準

別紙１のとおり

※評価合計点数の７割以上を獲得した応募者のうち、最高評価の応募者を委託予定業者として選定する。

(3)選考結果

選考は令和７年４月下旬までに行い、選考結果は、採否を問わず企画提案申込者に対して、文書により通知するものとする。なお、選考結果に関する質疑は受け付けないものとする。

8. 委託契約の締結

- (1)業務受託候補者から見積書を徴し、予定価格以内の場合、法令等に則り契約を締結する。
- (2)企画提案事業の内容については、委託業務を実施する際に市と協議の結果、変更することがある。

9. 留意事項

- (1)企画提案書等の提出に必要な費用は企画提案申込者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (3)提出された応募書類の内容について、必要により関係機関に照会することがある。
- (4)提出された書類は、原則として市に対する情報公開の対象文書となる。
- (5)提出された書類について、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。また、追加資料の提出を求めることがある。
- (6)本事業の取組状況や成果については、随時、市のホームページや広報紙等で公開する場合がある。

【参考】

○地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （１）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （２）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- （４）地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （５）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （６）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （７）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○八戸市財務規則

（一般競争入札の参加者の資格）

第 114 条 市長又は契約担当者（以下「契約担当者等」という。）は、一般競争入札に参加しようとする者が令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(様式1)

企画提案申込書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

職員のエンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託に係る企画提案募集実施要項に基づき、別添のとおり企画提案書を提出します。

○提案者の概要

名 称			
担当者	所属・氏名		
	連絡先	T E L	F A X
	メールアドレス		
主な事業内容			
従業員数		人（うち正社員 人）	

※法人の概要（設立日や事業内容 等）

※企画提案書（様式自由）を添付すること。

(様式2)

同意書

(あて先) 八戸市長

所在地

名称

代表者職氏名

職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託に係る企画提案にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、納税状況を確認することに同意します。

(法人の場合、納税状況を確認する税目)

☐ 法人市民税

☐ 固定資産税

☐ 軽自動車税

(様式3)

誓約書

(あて先) 八戸市長

所在地

名称

代表者職氏名

職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託に係る企画提案に当たり、募集要項の記載内容を承諾し、下記の応募資格を全て満たしていることを誓約します。

- 1 法人格を有すること。
- 2 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は八戸市財務規則（昭和 54 年八戸市規則第 1 号）第 114 条の規定に該当しない者であること。
- 4 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 納付すべき市税の滞納がないこと。

(様式4)

質 問 票

事業者名 _____

項 目	
内 容	

質問事項は、一問一枚とし、できるだけ簡潔にまとめてください。
項目欄には、実施要項等の関連する項目、頁数を付記してください。

別紙 1

職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託
受託候補者 選考基準

項目		選考の観点	配点
事業の 的確性	事業目的の理解	本事業の目的を的確に理解しているか。	20 点
	具体的手法の 内容	業務の具体的手法が、本事業の目的を達成で きる内容となっているか。	20 点
事業の 実現性	具体的手法の 実現性	業務の具体的手法が実現可能な内容となっ ているか。	20 点
	実施体制・経費	事業の実施体制は十分か。 適正な経費が計上されているか。	10 点
	同種業務の実績	本事業に類似した事業の実績があるか。	10 点
事業の 発展性	事業完了後の 発展性	事業完了後も当該事業の成果により、当市の 人事行政に資することが見込まれる事業内容 となっているか。	20 点
【合計】			100 点